

第 4 2 号議案

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例（平成15年6月台東区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

付 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。